

第一警備保障株式会社 一般事業主行動計画

策定日 令和3年3月1日

次世代育成支援対策推進支援法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えることを目的として、全社員が安心して働き続けられる環境を作ることにより、全社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 実施する項目、目標と対策

(1) 実施項目

子の看護休暇制度の改正を実施する。

(2) 現況と目的

小学校就学の始期に達するまでの子どもが病気等の際に、年次有給休暇とは別に1年について5日以内の看護休暇（ただし無給）を取得することができるが、子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するためには雇用環境の整備が必要である。

(3) 目標とする内容

- ① 時間単位での看護休暇取得ができるようにする。
- ② 1年について5日以内を6日以内に増やす、ただし対象家族が2人以上の場合10日以内とする。
- ③ 無給扱いを有給扱いとする。

(4) 対策

その制度の改正を実施するために、社員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討を行う。ただし、計画期間中において人事制度の改定、社員からの要望等に応じて随時弾力的に見直し、変更する。